様式第1号（第４条関係）

江津市本人通知制度登録申出書

年　　月　　日

江津市長　様

江津市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

申出者（登録者本人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 | 　　　－　　　－自宅・携帯・その他 |

代理人が申し出る場合は、次の欄にも記入してください。

|  |
| --- |
| １．法定代理人　（□未成年者の法定代理人　□成年後見人　□保佐人　□補助人）２．法定代理人以外の代理人（上記申込者の委任状が必要です） |
| ふりがな |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 | 　　　－　　　－自宅・携帯・その他 |

通知を希望する証明書等の種類

|  |
| --- |
| * 住民票の写し及び住民票記載事項証明書　※現在江津市に住民登録のある方のみ
 |
| * 消除された住民票の写し　※住民票が消除されたときの住所を記入してください

江津市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| * 戸籍謄本等及び附票の写し　※本籍と筆頭者を記入してください

本　籍　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　筆頭者氏名江津市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| * 除籍謄本等及び附票の写し　※本籍と筆頭者を記入してください

本　籍　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　筆頭者氏名江津市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（注）

１　裏面の内容をよくお読みください。

２　各欄に必要事項を記入し、該当する□に「ㇾ」を付してください。

３　次の書類を提示し、また提出してください。

⑴　申出者が本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

⑵　申出者が代理人である場合は、併せてその資格を証明する書類（委任状等）

⑶　本市に住所がない場合は、現住所がわかる住民票の写し

※以下の欄は記入しないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 本人確認　□本人□代理人 | 権限確認 | 登録台帳 | 住基 | 戸籍・除籍 | 附票 |
|  | 免・パ・個・障・在後期・健保・介護・他 | □委任状　□戸籍　□公簿　□登記事項証明書等 |  |  |  |  |

（裏）

江津市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

１　この制度は、江津市において事前の申し出により登録した者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票・除票（磁気ディスクをもって調製されたものに限る。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者等（本人等※の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その交付した事実について通知する制度です。あくまでも、第三者等からの交付請求を拒否したり、交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。

※本人等・・・住民票関係では「本人又は同一世帯に属する者」

　　　　　　　戸籍関係では「本人、本人の配偶者、直系尊属又は卑属」

２　第三者等に対して、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に江津市住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、国又は地方公共団体の機関による請求や、裁判・紛争処理手続き等に係る請求の場合は通知の対象にはなりません。

３　江津市住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

　⑴　住民票の写し等の交付年月日

　⑵　交付した住民票の写し等の種別及び通数

　⑶　交付した住民票の写し等の交付請求者の区分【代理人、第三者、第三者（八士業）】

　八士業内訳・・弁護士又は弁護士法人、司法書士又は司法書士法人、土地家屋調査士又は土地家屋調　　　　　　　　 査士法人、税理士又は税理士法人、社会保険労務士又は社会保険労務士法人、弁理士又は特許業務法人、海事代理士、行政書士又は行政書士法人

（注）この通知書に交付請求者の住所氏名等の個人情報は記載されません。通知のあった請求について

は、江津市個人情報の保護に関する条例に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。た

だし、開示請求が認められた場合でも、開示できる範囲は同条例に規定する範囲内での開示となりま

す。

４　登録希望者は疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人

により登録の申出をすることができます。

５　郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

⑴　登録希望者が疾病等により直接申出をすることができない場合

　⑵　江津市外に居住している場合

６　郵便等による登録の申出をするときは、この申出書に必要事項を記入の上、登録者本人であることが確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）の写し、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）を同封してください。

７　転出、転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は届出が必要です。

８　登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除又は通知が返戻されたときは、登録を廃止します。

９　法定代理人の保佐人及び補助人については、代理権が付与されている場合に限ります。